

## 2025年度前期 授業料減免要項（学部生（日本人）※）

※日本学生支援機構の給付奨学金への申込資格のある「永住者」等も含まれます。

### 1. 修学支援新制度による授業料減免制度概要

「高等教育の修学支援新制度」には、次の2つの支援が含まれます。

- ・日本学生支援機構の給付奨学金（原則返還が不要な奨学金）
- ・大学の授業料等の減免

「大学の授業料等の減免」を受けるためには、「日本学生支援機構の給付奨学金」に申請して採用される必要があり、原則「大学の授業料等の減免」を単独で申請することはできません。

修学支援新制度の詳細については、以下のHPをご参照ください。

文部科学省：高等教育の修学支援新制度

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/hutankeigen/index.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm)

### 2. 多子世帯の授業料等無償化概要

2025年度より、多子世帯の授業料等無償化が実施されます。「申込時点の市町村民税情報に基づき確認できる扶養する子供の数が3人以上であること」が条件となりますが、2025年前期の場合は、「2023年12月末時点での扶養する子の数」が3人以上であることが条件となります。既に日本学生支援機構の給付奨学金に採用されている場合は特段手続き不要ですが、採用されていない場合は4月・5月に募集される給付奨学金の申請手続き（定期採用）を必ず行ってください。

### 3. 修学支援新制度による授業料減免対象学生

基準日（2025年4月1日）時点で在学予定の者で、以下のいずれかに該当するもの。

- ・【在学生】日本学生支援機構の給付奨学生であるもの
- ・【在学生・新入生】定期採用に申請し給付奨学生に採用または多子世帯の授業料等無償化対象となったもの
- ・【新入生】高校等で修学支援新制度の採用候補者となり、大学入学後に進学届を提出して給付奨学生に採用となったもの

→日本学生支援機構の給付奨学金に係る定期採用については、前期は4月・5月に募集しています。

申請方法等の詳細は3月下旬頃に下記千葉大学HPに掲載しますので、日本学生支援機構HPと併せてご参照いただき、忘れずに申請してください。

また、新入生の採用候補者の方における進学届の提出方法等についても千葉大学HPにて3月下旬に掲載いたします。

※新入生について、給付奨学生に採用された場合は、入学金も同様の支援割合で減免されます。なお、後期分からの採用（二次採用：9月募集）において給付奨学生に採用された場合は、遡っての入学金の減免はありません。

修学支援新制度における給付奨学金への申請方法については、以下のHPをご参照ください。

【千葉大学 HP】奨学金制度

<https://www.chiba-u.ac.jp/students/payment/scholarship.html>

【日本学生支援機構 HP】進学後（在学採用）の給付奨学金の申込資格

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/shikaku/zaigaku.html>

※日本学生支援機構の給付奨学金と併用できない民間団体等の奨学金を受給している場合は、授業料減免のみの支援を受けることが出来ます。その場合は、日本学生支援機構の給付奨学金に申請・採用された後、日本学生支援機構の給付奨学金のみを停止する手続きを行う必要があります。

4. 修学支援新制度によらない大学独自の制度

月割分納・納入猶予を希望する場合は、在学生は2025年3月19日（水）、新入生は2025年4月25日（金）までに、新入生は学生支援課に月割分納もしくは納入猶予希望の旨メールにてご相談ください。納入猶予が許可された場合、納入期限は9月下旬まで猶予されます。

また、特段の事情がある場合や2019年度以前入学者については、例外として単独での授業料減免申請を認めるケースがあります。詳細は 10. 大学独自の授業料免除申請（修学支援新制度に基づかない免除）を参照してください。

5. 減免等結果について

日本学生支援機構の給付奨学金の **2025年4月時点**での支援区分に基づき、**半期分**（今回の申請では**前期分**）の授業料について、以下のいずれかで減免されます。

- ①全額免除 ②2/3免除 ③1/3免除 ④1/4免除 ④不許可（免除なし）

※日本学生支援機構の給付奨学金に申請した方が不採用となった場合で、多子世帯の授業料等無償化の対象にも該当しない場合は④不許可（免除なし）となります。

（参考）2020年以降の入学者は、授業料が年額642,960円（半期321,480円）となっておりますが、JASSOによる減免額は年額535,800円を基準としているため、差額については千葉大学の財源により追加で減免されます。以下支援区分ごとの減免額（半期分）の内訳となります。

【半期分の支援区分毎の減免額内訳】

- ①JASSOによる支援額 ②千葉大学の財源による減免 ③要納入額

支援区分Ⅰ	①267,900		②53,580
支援区分Ⅱ	①178,600	②53,580	③89,300
支援区分Ⅲ	①89,300	②53,580	③178,600
支援区分Ⅳ	①67,000	②53,580	③200,900
多子世帯 無償化対象	①267,900		②53,580

※上記は **2025年2月時点**での情報となります。今後支援区分の追加・変更や、大学独自の減免額の見直し等がある場合があります。

※支援区分Ⅰ及び多子世帯無償化対象は納入不要です。

## 6. 申請手続き及び授業料納入（口座振替）の時期

◆【在学生・新入生】日本学生支援機の給付奨学金（2025年4月採用）に向けた定期採用に申請予定の方。

※多子世帯の授業料等無償化に新規で申請する場合もこちらの手続きとなります。

⇒在学生は2025年3月19日（水）まで、新入生は2025年4月25日（金）までに、「修学支援新制度へ申請希望」である旨を学生支援課にメールにてお知らせください。連絡があった場合、4月もしくは5月の授業料の口座振替を停止します※。

併せて、4月もしくは5月の定期採用において忘れずに給付奨学金に申請してください。

給付奨学金の採用結果に基づき、2025年7月中旬に授業料免除結果を発表し、修学支援新制度での支援区分に応じた要納入額等を通知いたします。通知後の7月下旬に上記で通知した要納入額を口座振替にて納入いただきます。（修学支援新制度に不採用となった場合も含む）。

※お申し出が無かった場合、4月もしくは5月の口座振替が実施されます。その後、修学支援新制度に採用となった場合に、7月の授業料免除結果発表に併せて所定の額を返金いたします。

◆（在学生）既に日本学生支援機構の給付奨学金に採用（区分1～4及び多子世帯）されている方。

→特段手続きは不要です。4月の授業料の口座振替を停止します。

2025年7月中旬に授業料免除結果を発表いたしますので、修学支援新制度での支援区分に応じた要納入額等を通知いたします。通知後の7月下旬に上記で通知した要納入額を口座振替にて納入いただきます。

※支援区分外の方及び学業要件・資産要件にて停止中の方については、そのまま4月に口座振替にて授業料を納入いただきます。

◆（新入生）高校等にて給付奨学生採用候補者となり、2025年4月もしくは5月に進学届を提出した方

⇒給付奨学生採用候補者で4月に進学届を大学に提出した方について、5月の授業料の口座振替を停止します。2025年7月中旬に授業料免除結果を発表いたしますので、修学支援新制度での支援区分に応じた要納入額等を通知いたします。通知後の7月下旬に上記で通知した要納入額を口座振替にて納入いただきます。

※4月に進学届を提出しなかった場合、5月の口座振替がそのまま実施されます。その後、修学支援新制度に採用となった場合に、7月の授業料免除結果発表に併せて所定の額を返金いたします。可能な限り、4月に進学届を提出するようにしてください。

## 7. 適格認定（家計・学力等）

日本学生支援機構の給付奨学金は家計基準及び学力基準に基づき審査が行われます（適格認定）が、授業料減免についても、給付型奨学金で実施される適格認定に連動するので、原則授業料減免単独での適格認定は実施いたしません。

家計基準については、毎年10月に前年の収入等を元に支援区分の見直しが行われ、以降1年間（家計急変採用者は3か月ごと）の支援区分を決定します。見直しの結果「支援対象外」となった場合は、10月以降1年間の『支援（給付奨学金及び授業料減免）』が止まりますが、翌年度10月の見直しの際に、再度支援区分Ⅰ～Ⅳに変更された場合は、支援が再開されます。

学力基準については、毎年3月に学業成績等の基準に基づいて判定を行います。適格認定は「廃止」「停止」「警告」「継続」の区分に応じて行われます。判定の結果「警告」を連続で受けた場合には支援が打ち切られることがあります。「廃止」となった場合は、再度日本学生支援機構の給付奨学金に採用されることはないため、授業料減免も受けることができなくなります。

## 8. 諸注意

千葉大学からの連絡は、大学から配布される「[学生証番号@student.gs.chiba-u.jp](mailto:student.gs.chiba-u.jp)」のアドレス宛にご連絡します。見落としのないよう、届いたメールは必ず確認するようにしてください。

## 9. お問い合わせ先

国立大学法人千葉大学 学務部学生支援課生活支援係

メール：dde2178@office.chiba-u.jp

※メールは、「[学生証番号@student.gs.chiba-u.jp](mailto:student.gs.chiba-u.jp)」のアドレスから送付してください。

※やり取りの記録を残すため、お問い合わせの際は窓口・電話ではなく、必ずメールにて学生本人がご連絡ください。

## 10. 大学独自の授業料免除申請（修学支援新制度に基づかない免除）

下記のいずれかに該当する場合は別途大学独自の授業料減免申請等を受け付ける場合があります。希望される方は個別に手続きについてご案内いたしますので、在學生は2025年3月19日（水）まで、新入生は2025年4月25日（金）に学生支援課までメールにてご相談ください。

※個々の事情を元に審査するため、必ず採用となるわけではありませんのでご注意ください。

- ①日本学生支援機構の給付奨学金の採用の有無に関わらず大学独自の授業料免除を希望する方のうち、家計支持者の急死、新型コロナウイルスの影響、被災等により家計困窮となった方、もしくは、その他特段の事情のある方 等。
- ②（2019年度以前の入学者のみ）  
大学独自の授業料免除を希望する方、もしくは「日本学生支援機構の給付奨学金」と「大学独自の授業料免除」の両方に申し込み、支援額の大きい方で授業料の減免を受けることを希望する方。  
※2019年度以前の入学者において、資産要件により基準外となっている方については、必ず日本学生支援機構の給付奨学金にも申請してください。2025年度より資産要件が緩和されているため、資産要件で対象外となる方も新たに採用される場合があります。